

第78回

定時株主総会招集ご通知

日時

2025年 **5月22日** (木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時予定)

場所

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
オンワードパークビルディング 2階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬
決定の件

議決権行使期限

2025年5月21日(水曜日)午後5時40分まで

目次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	20
連結計算書類	42
計算書類	62
監査報告書	72

- 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
視聴方法の詳細は6頁をご覧ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード：8016
2025年5月1日
(電子提供措置の開始日 2025年4月30日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
株式会社 **オンワードホールディングス**
代表取締役社長 **保元道宣**

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第78回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.onward-hd.co.jp/ir/stocks/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名（当社名）または証券コード（8016）をご入力の上検索し「基本情報」、
「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月21日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目10番5号
オンワードパークビルディング 2階ホール

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第78期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第14条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」を除いております。従いまして、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日
ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時

2025年5月22日(木)
午前10時

2

郵送（書面）にて
行使いただく場合



各議案の賛否を
表示のうえ投函

行使期限

2025年5月21日(水)
午後5時40分到着分

3

インターネットにて
行使いただく場合
(パソコン、スマートフォン等)



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2025年5月21日(水)
午後5時40分まで

インターネットによる議決権行使のご案内については、4～5頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年5月21日(水)
午後5時40分まで



スマートフォン等の場合

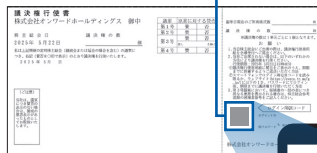
QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォン等にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

「ログイン用QRコード」
はこちら



議決権行使書副票（右側）



2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択する。

99個

議案内容

Agenda(English)

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたしません。以下よりお手続きにお進みください。

会社提案議案の 全てに賛成	会社提案議案に 個別に賛否を投票
投票する	投票する

トップページへ

3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

会社提案
第1号議案
○○○○の件

賛成 反対

行使内容を確認する

前の画面に戻る

トップページへ

画面の案内に従って
行使完了です。



パソコンの場合

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1

議決権行使サイトにアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>



MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関する手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次画面へ

ご質問先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
株主総会に関する
お手続きサイトに係

「次の画面へ」をクリック

2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

本サイト利用ガイド

■ ログイン

ログインID、パスワード、仮パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。

ログインID (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワード変更

ご質問先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
株主総会に関する
お手続きサイトに係

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ ご注意事項

- インターネットにより、議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの
操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

☎ 0120-173-027

通話料無料

受付時間

午前9時から午後9時まで

ライブ配信のご案内

本定時株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主の皆様に向けてインターネット参加によるライブ配信を行いますので、是非ご活用ください。

1. 株主総会ライブ配信日時

2025年5月22日(木曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能となります。

2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

①スマートフォンまたはパソコン等から、以下のウェブサイトへアクセスをお願いいたします。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

②表示された画面にログインIDおよびパスワードをご入力いただき、ログインしてください。

ログインID【計12桁】：**0109+株主番号8桁** ※株主番号は、同封の議決権行使書に記載されています。

(例) 株主番号12345678の場合⇒「ログインID」：0109-1234-5678-入力不要

パスワード【計11桁】：**郵便番号7桁+2025** ※2025年2月末時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号。

(例) 郵便番号123-4567の場合⇒「パスワード」：12345672025



株主様認証画面 (ログイン画面)

①ログインID【計12桁】とパスワード【計11桁】を入力してください (ログインIDの4つ目の欄は入力不要です)。

②利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

3. 主な留意事項

- インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- 使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

本サイトに関わるお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-676-808** (通話料無料)

受付時間 土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで
(ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけ、配当性向の目安を通期で40%以上とし、安定的で業績に連動した適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金26円といたしたいと存じます。

この場合の配当金総額は、3,529,279,104円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更提案の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当ができる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第7章 計算 (剰余金の配当等) 第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。	第7章 計算 (剰余金の配当等) 第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。
〈新設〉	<u>② 当社は、取締役会の決議によって毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</u>
② 配当金が支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。	③ <u>配当金および中間配当金</u> が支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
③ 未払の配当金には利息をつけない。	④ <u>未払の配当金および中間配当金</u> には利息をつけない。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名をご選任願いたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位、担当および 重要な兼職の状況	取締役会出席 回数(出席率)	当社が期待する知見・経験					
				会社経営 事業運営	国際経験 海外ビジネス	財務 会計 M&A	法務 コンプライアンス リスク管理	IT デジタル	人財 ダイバーシティ 環境 社会貢献
1	やす もと みち のぶ 保元 道宣 再任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社代表取締役社長 ■ 株式会社オンワード樫山 代表取締役社長執行役員 	12/12回 (100%)	●	●		●	●	●
2	いけ だ だい すけ 池田 大介 再任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社常務取締役 人財・総務担当 ■ 株式会社オンワード樫山 取締役常務執行役員 	12/12回 (100%)	●			●		●
3	よし だ しょう へい 吉田 昌平 再任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社取締役 財務・経理・IR担当 ■ 株式会社オンワード樫山 取締役執行役員 	9/9回 (100%)	●	●	●			
4	ひ ぐち よし ひろ 樋口 剛宏 新任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社常務執行役員 マーケティング・テクノ ロジー・プロダクト担当 ■ 株式会社オンワード樫山 取締役常務執行役員 	—	●	●			●	
5	かわ もと あきら 川本 明 再任 社外取締役 独立役員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社社外取締役 	12/12回 (100%)	●	●	●		●	
6	こ むろ よし え 小室 淑恵 再任 女性 社外取締役 独立役員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社社外取締役 ■ 株式会社ワーク・ライフ バランス代表取締役社長 	12/12回 (100%)	●				●	●

- (注) 1. 小室淑恵氏の戸籍上の氏名は石川淑恵であります。
 2. 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>やす もと みち のぶ 保元道宣 (1965年9月13日)</p>	<p>2006年 5月 当社入社 2007年 3月 当社執行役員 2007年 9月 株式会社オンワード樺山執行役員 2011年 3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樺山常務執行役員 2014年 5月 当社取締役 株式会社オンワード樺山取締役常務執行役員 2014年 9月 同社取締役専務執行役員 2015年 3月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 株式会社オンワード樺山取締役 株式会社オンワードデジタルラボ代表取締役社長 2019年11月 2021年 9月 株式会社オンワード樺山取締役 2022年 3月 同社代表取締役社長執行役員 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樺山代表取締役社長執行役員</p>	244,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】 保元道宣氏は、経営企画部門、デジタル戦略部門、国際部門、企画部門等を歴任し、貴重な経験と高度な知識を有しております。現在当社代表取締役社長として、当社グループの経営執行責任者の立場で事業を遂行するとともに、経営の重要事項の決定および業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者となりました。</p>		
2	<p>いけ だ だい すけ 池田大介 (1968年3月22日)</p>	<p>1991年 4月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員経営企画・法務担当 2020年 3月 当社執行役員経営企画・秘書・広報・人財・総務担当 2020年 5月 当社取締役経営企画・人財・総務担当 2021年 3月 当社取締役経営企画・人財・総務・サステナブル経営担当 2021年 9月 株式会社オンワード樺山取締役 2022年 3月 当社取締役経営企画・人財・総務担当 株式会社オンワード樺山取締役常務執行役員 (現在に至る) 2023年 3月 当社常務取締役人財・総務担当 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樺山取締役常務執行役員</p>	38,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】 池田大介氏は、営業部門、経営企画部門、管理部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。現在当社常務取締役として人財・総務を担当し、当社グループにおける業務執行の監督を行うとともに、当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樺山における全体の営業戦略責任者および事業本部責任者として事業拡大に取り組むなど、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	よし だ しょう へい 吉田 昌平 (1977年3月29日)	2001年 4月 株式会社アクティエ二十一入社 2015年 3月 株式会社オンワードグローバルファッション入社 同社管理部長 2017年 3月 当社経理・IR部長 2020年 3月 当社経理シェアードサービスD i v. 長 2024年 3月 当社執行役員財務・経理・IR室長 株式会社オンワード樫山執行役員 2024年 5月 当社取締役財務・経理・IR担当 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役執行役員 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役執行役員	2,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 吉田昌平氏は、当社の財務・経理・IR担当、および当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山において経理・財務グループ長を務め、財務・経理分野での専門的な知識や豊富な経験を有しております。現在、当社取締役として当社グループ全体の財務戦略の構築に取り組むなど、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者といいたしました。</p>			
4	新任 ひ ぐち よし ひろ 樋口 剛宏 (1965年10月27日)	1990年 4月 当社入社 2013年 3月 株式会社オンワード樫山執行役員 2016年 9月 当社執行役員マーケティング・宣伝担当 2019年 3月 株式会社オンワード樫山常務執行役員 2020年 3月 当社常務執行役員宣伝・マーケティング担当 2021年 3月 当社常務執行役員企画・生産担当、宣伝・マーケティング担当 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 (現在に至る) 2024年 3月 当社常務執行役員マーケティング・テクノロジー・プロダクト担当 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員	40,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 樋口剛宏氏は、当社および当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山においてマーケティングおよびプロダクト部門等を担当し、商品企画、生産、マーケティング分野等での豊富な経験を有しております。今後の当社グループの事業拡大への取組に向けて適任と考え、新たに取締役の候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	かわ もと あきら 川本明 (1958年8月19日)	1981年4月 通商産業省（現：経済産業省）入省 1995年8月 経済協力開発機構（パリ） 2001年1月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 2009年7月 経済産業省経済産業政策局大臣官房審議官 2012年10月 アスパラントグループ株式会社シニアパートナー 2013年4月 慶應義塾大学経済学部教授（現在に至る） 2014年3月 フューチャー株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2018年5月 当社取締役（現在に至る） 2023年1月 アスパラントグループ株式会社 ファウンディングパートナー 2023年7月 アスパラントグループ株式会社 副会長ファウンディングパートナー（現在に至る）	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 川本明氏は、長年にわたる行政での豊富な経験と学識経験者としての幅広い知識と見識を有しており、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。 また、独立の立場から当社の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。</p>			
6	こむろ よしえ 小室淑恵 (戸籍上の氏名：石川淑恵) (1975年4月16日)	1999年4月 株式会社資生堂入社 2006年7月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長（現在に至る） 2008年4月 内閣府仕事と生活の調和連携推進・評価部会委員 2009年10月 金沢工業大学大学院客員教授（現在に至る） 2013年4月 内閣府子ども・子育て会議委員 2014年9月 産業競争力会議民間議員 2015年2月 文部科学省中央教育審議会委員 2017年6月 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 2019年5月 当社取締役（現在に至る） 2020年4月 レッドフォックス株式会社社外取締役 2020年9月 環境省働き方改革加速化有識者会議委員（現在に至る） 2020年11月 ClipLine株式会社社外取締役（現在に至る） 2020年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社社外取締役 2022年6月 株式会社LITALICO社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2023年1月 日本女子大学評議員（現在に至る） 2023年5月 厚生労働省勤務間インターバル検討委員会委員 【重要な兼職の状況】 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 小室淑恵氏は、経営者としての専門的見地と、政府関係の各種会議における有識者委員等を歴任している経験と見識を有しており、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。 また、独立の立場から当社の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川本明、小室淑恵の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 小室淑恵氏が、2020年12月18日に社外取締役に就任したパシフィックコンサルタンツ株式会社において、社員1名が、富山県富山市発注の橋りょう設計業務委託の競争入札に関し、2022年1月24日ならびに2022年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されました。同氏は平素より法令順守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後は再発防止のための提言を行い、職責を適切に遂行いたしました。
4. 役員等賠償責任保険契約について
- ① 当社では役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。
 - ② D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
 - ③ 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
 - ④ D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
 - ① 川本明氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって7年間であります。
 - ② 小室淑恵氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって6年間であります。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社の「社外役員の独立性基準」（14～15頁）を満たしております。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者である川本明、小室淑恵の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。
川本明、小室淑恵の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなします。

1. 当社の業務執行者(※1)が役員に就任している会社
当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
2. 主要な取引先関係
当社を主要な取引先とする者(※2)もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(※3)もしくはその業務執行者
3. 当社の監査法人
当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者
4. 社外専門家関係
当社から役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう)
5. 寄付先関係
当社から多額(※5)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)
6. 大株主関係
当社の議決権の10%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者
7. 過去該当者関係
過去5年間上記1.から5.に該当していたことがある者
8. 近親者関係
上記1.から7.のいずれか(重要でない者を除く)に該当する者の近親者

<注記>

- (※ 1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人、従業員(顧問を含む)をいう。
- (※ 2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。
- (※ 3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。
- (※ 4) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
- (※ 5) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役年額3千万円以内。ただし、社外取締役については2021年5月27日開催の第74回定時株主総会で年額5千万円以内に改定。）とご承認いただいております。また、2008年5月29日開催の第61回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を上記報酬等の額とは別枠で年額69百万円以内とする旨ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、当社は、2015年6月より、上記株式報酬型ストックオプションに替えて、役員持株会を通じて当社の普通株式を取得するための自社株取得目的報酬を支給しておりますが、今回導入する譲渡制限付株式を付与する形での報酬体系に移行いたしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定め、および自社株取得目的報酬を廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権として支給し、その総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も同様となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される譲渡制限付株式の付与のための報酬である金銭債権の全部を現物出資財産として当社へ払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたしたいと存じます。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、後述【本割当契約の内容の概要】を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の役員の報酬等の決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案の承認可決を条件として、以後、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。対象取締役のうち、現在未行使の株式報酬型ストックオプションを保有する者については、本議案の承認可決を条件として、その保有する未行使の株式報酬型ストックオプションを、当該取締役において権利放棄することを予定しております。

このため、2026年2月期に限り、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を、上記年額1億円以内および年20万株以内とは別枠で、年額4千万円以内および年8万株以内で付与することができることといたしたいと存じます。これは過年度において対象取締役に対して既に付与されたものであり、新たな報酬を付加するものではありません。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない当社グループの執行役員等に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを予定しております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社または当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合、または②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間が満了する前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の定めに従い、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

役員報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、譲渡制限付株式報酬、業績連動報酬である賞与で構成しております。

なお、社外取締役および監査役の報酬は、独立性維持の観点から基本報酬のみとしております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を2021年2月26日に設置いたしました。2021年3月以降の各取締役への配分については、指名報酬委員会において取締役の指名・報酬等に関する事項についての審議、取締役会への答申を行ったうえで、取締役会にて決定することとしております。

(1) 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案してあらかじめ定められた基準に従い決定しております。取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定しております。

(2) 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役を除く）を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、従来の自社株取得目的報酬に替えて、2025年6月より支給しております。

(3) 賞与

取締役（社外取締役を除く）を対象として、当該事業年度の連結業績等に基づき支給しております。

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。なお、社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名報酬委員会において、役員報酬等の決定に関する方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、インバウンド需要の増加もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、地政学リスクの長期化、原材料や燃料価格を含む物価の高騰、為替相場の変動に加え、アメリカの今後の政策や中国経済動向への懸念など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは、OMO(Online Merges with Offline) サービス「クリック&トライ」の利用件数が引き続き拡大したことや、当連結会計年度の期中より株式会社ウィゴーが連結対象となった影響等から、売上高は大幅に増加いたしました。一方、気候変動への対応等には課題を残しました。一方、コロナ禍からの回復期に増加した旧年品在庫高の調整を進めたこと等により、売上高総利益率は低下いたしました。売上高販管費率は、賃上げの実施による人件費や広告宣伝費が増加いたしました。ブランド複合店の出店拡大等による店舗運営効率の向上で補ったことにより低下いたしました。

以上の結果、連結売上高は2,083億93百万円（前期比9.9%増）、連結営業利益は101億53百万円（前期比9.8%減）、連結経常利益は100億84百万円（前期比0.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は85億16百万円（前期比28.8%増）となりました。

また、当社グループでは、新規事業の創出やM&A等を活用した事業基盤の強化・拡大による成長を加速していく中で、会計基準の差異にとらわれることなく企業比較を容易にすることを目的として、EBITDA（営業利益+減価償却費およびのれん償却費）を経営指標としております。

なお、当連結会計年度のEBITDAは154億52百万円（前期比3.7%減）となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業セグメントの区分を変更しております。

以下は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

国内事業

売上高 1,898億58百万円 前期比 110.4%

当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山は、「クリック&トライ」サービスを導入したOMO型店舗の全国での展開を拡大したことや、気候変動に対応した機能性商品の開発、デジタルを中心としたプロモーション施策等に積極的に取り組んだ結果、基幹ブランドである『23区』『自由区』や、新規ブランドである『アンフィーロ』の売上高が好調に推移いたしました。

『KASHIYAMA』を展開する株式会社オンワードパーソナルスタイルは、デジタル広告によるプロモーション施策が引き続き奏功し、客数や客単価が向上した結果、売上高が増加いたしました。

チャコット株式会社は、新規開発商品の「コンプレクシオンクリエイター」が『チャコット・コスメティクス』の売上高を牽引いたしました。

株式会社クリエイティブヨーコは、フィッティングキャンペーン等によりペット向け衣料品売上が拡大したとともに、カートやハーネスなどの雑貨が好調に推移し、売上高が増加いたしました。

第3四半期連結会計期間より連結対象となった株式会社ウィゴーは、主力アウターや雑貨等が好調に推移したことに加え、中国上海における期間限定のポップアップ店舗の成功もあり、5期ぶりに黒字転換を実現いたしました。

一方、コロナ禍からの回復期に増加した旧年品在庫高の調整を進めたこと等により、売上高総利益率は低下いたしました。賃上げ等の実施による人件費の増加を、ブランド複合店舗の出店拡大等による店舗運営効率の向上等で補いましたが、売上高営業利益率は低下いたしました。

以上の結果、売上高は1,898億58百万円（前期比10.4%増）、営業利益は108億3百万円（前期比9.6%減）となりました。

海外事業

売上高 185億34百万円 前期比 105.0%

アジア地域は、大連工場の稼働率が向上したことにより、売上高が拡大いたしました。

アメリカ地域は、トラディショナルブランドであるJ.PRESS事業のEコマース売上高が伸びました。

また、ヨーロッパ地域は、英国ロンドン発祥のコンテンポラリーデザイナーズブランドであるJOSEPH事業が好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は185億34百万円（前期比5.0%増）、営業損失は2億33百万円（前期は営業損失3億8百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

	売上高（百万円）	増減率（%）
国内事業	189,858	10.4
海外事業	18,534	5.0
合計	208,393	9.9

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は55億64百万円であります。その主なものは、売場設備の新設、改装およびソフトウェア等の取得に関するものであります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、コロナ禍を経て生活者のライフスタイルや価値観が変化し、企業と人とのエンゲージメントへの注目の高まりや、デジタル技術の活用が進化しております。また日本国内における少子高齢化が進行するとともに、訪日外国人マーケットの復活と多様化等が進んでおります。

当社グループが対処すべき課題は、このようなマーケットの多様化に対応し、消費者に対して価値ある商品やサービスをご提供することにより収益拡大をはかり、成長性を高めることにあります。

① 国内事業について

当社グループは、「ヒトと地球（ホシ）に潤いと彩りを」ご提供することをミッションステートメントに掲げ、「社員の多様な個性をいかしたお客さま中心の経営」により地球と共生する「潤いと彩り」のある生活づくりに貢献する「生活文化創造企業」として前に進み続けることにより、中長期経営ビジョン「ONWARD VISION 2030」の実現を目指しております。

「ファッション領域」におきましては、多様なブランド・商品・流通戦略の推進をはかり、生活者の新たな価値観に沿った「ウェルネス領域」の成長加速や、時代性のある「コーポレートデザイン領域」の創造を進めてまいります。また、OMO（Online Merges with Offline）型店舗の拡大やP L M（Product Lifecycle Management）等の最先端のDXを活用した事業の進化をはかってまいります。

② 海外事業について

当社グループは、海外事業の成長基盤強化を推進しており、ヨーロッパ地域では英国ロンドン発祥のコンテンポラリーデザイナーズブランドであるJOSEPH事業の成長を加速し、アメリカ地域では120年以上の歴史を持つ米国東海岸発祥のトラディショナルブランドであるJ.PRESS事業の成長を加速、アジア地域では成長著しいASEAN地域を含むアジアマーケットにおいて生産・販売両面での事業を拡大してまいります。

③ 商品企画・生産・物流について

当社グループは、ものづくりプロセス（サプライチェーン）のデジタル化によるスピード化・価格の適正化・トレーサビリティ向上を目指す「商品企画・生産・物流改革」を進めています。

お取引先様との情報共有やデータ連携を行うことにより、可視化・効率化されたサプライチェーンの構築を進めてまいります。

④ CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンスについて

CSR経営につきましては、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業として、社会的企業価値を高める重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、1927年の創業から永きにわたり「人々の生活に潤いと彩りをご提供すること」を経営理念として掲げてまいりました。さらに中長期経営ビジョン「ONWARD VISION 2030」において、これまでの経営理念のうえに、地球環境の潤いと彩りを大切に

するサステナブル経営の理念を重ね合わせた「ヒトと地球（ホシ）に潤いと彩りを」という新しいミッションステートメントを定めました。取り組みといたしましては、サステナブル経営を推進するプロジェクト「Green Onward（グリーン・オンワード）」をスタートしております。具体的には、「オンワード・グリーン・キャンペーン」によるリユース・リサイクル・リメイク活動の拡大をしております。またロスのない生産体制を推進するため、オーダーメイド生産を拡大するとともに、P L M（Product Lifecycle Management）システムによりモノづくりの可視化を実現し、サプライチェーンにおけるトレーサビリティを向上させてまいります。これらにより、「Green Onward（グリーン・オンワード）」をさらに深化させ、環境・社会貢献活動を一層推進してまいります。

コンプライアンスにつきましては、社会全体からコンプライアンス体制の充実がますます求められており、これを経営上の重要課題と位置づけ、またコーポレート・ガバナンスの体制強化をはかることにより、お客さまや株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。具体的には、コンプライアンス活動のあり方や倫理上の規範を示した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、オンワードグループコンプライアンス委員会を中心となり、社内研修の実施など継続的な啓蒙活動を行い、周知徹底をはかっております。また、当社グループは、品質管理等に関するノウハウを活用した製品品質の維持および向上に努め、お客さまの満足度をさらに高めていくとともに、S C Mにおきましても、「オンワード認定工場制度」を通じて、協力工場の労働環境の改善に取り組んでおります。

個人情報保護法につきましても、「個人情報保護ガイドライン」を作成し、全役員および全従業員を対象に研修を実施し、継続的な啓蒙を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	2021年度 第75期	2022年度 第76期	2023年度 第77期	2024年度 第78期
売 上 高 (百万円)		168,453	176,072	189,629	208,393
経 常 利 益 (百万円)		507	5,319	10,126	10,084
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		8,566	3,061	6,611	8,516
1株当たり当期純利益 (円)		63.17	22.57	48.72	62.74
総 資 産 (百万円)		157,727	159,198	171,362	179,218
純 資 産 (百万円)		77,257	85,073	84,995	84,287

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社オンワード樫山	100百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社ウィゴー	50百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社大和	60百万円	100.0	カタログギフト等の企画販売
株式会社オンワードコーポレートデザイン	410百万円	100.0	衣料品等の製造販売
チャコット株式会社	100百万円	100.0	ダンス用品の製造販売
株式会社クリエイティブヨーコ	100百万円	100.0	ペットファッション、なごみ雑貨の製造販売
株式会社オンワードパーソナルスタイル	100百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社アイランド	10百万円	100.0	衣料品等の製造販売
ジョゼフ L T D.	36,779千英ポンド	100.0	衣料品等の製造販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、国内および海外において、紳士服、婦人服等の繊維製品の企画・製造および販売といったファッション領域を主な事業内容とし、ギフト・ペット・ビューティ等のウェルネス領域事業、および企業と人との新しいエンゲージメントの創造を支援するコーポレートデザイン領域事業を行っております。

(8) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当 社	本 社	東京都中央区
株 式 会 社 オ ン ワ ー ド 樫 山	本社・オンワードパークビルディング	東京都中央区
	オンワードベイパークビルディング	東京都港区
	近 畿 エ リ ア	大阪府大阪市中央区
	九 州 ・ 沖 縄 エ リ ア	福岡県福岡市中央区
	東 海 ・ 北 陸 エ リ ア	愛知県名古屋市中村区
	北 海 道 エ リ ア	北海道札幌市中央区
	東 北 エ リ ア	宮城県仙台市青葉区
	中 国 ・ 四 国 エ リ ア	広島県広島市中区
	オンワード新習志野オペレーションセンター	千葉県習志野市
港オペレーションセンター	大阪府大阪市港区	
株 式 会 社 ウ ィ ゴ ー	本 社	東京都港区
株 式 会 社 大 和	本 社	長野県安曇野市
株式会社オンワードコーポレートデザイン	本 社	東京都千代田区
チャコット株式会社	本 社	東京都港区
株式会社クリエイティブヨーコ	本 社	長野県長野市
株式会社オンワードパーソナルスタイル	本 社	東京都港区
株 式 会 社 ア イ ラ ン ド	本 社	東京都世田谷区
ジ ョ ゼ フ L T D.	本 社	英国 ロンドン

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,253名	503名増

(注) 上記従業員の他に期中平均2,963名の臨時従業員（臨時販売員、パートタイマー等）を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	30,916百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,956百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,656百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 当社が発行する株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 400,000,000株

2. 発行済株式の総数 157,921,669株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式22,180千株が含まれております。

3. 株 主 数 70,932名

4. 大 株 主 (自己株式を除く)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,581	12.2
公益財団法人 檜山奨学財団	8,710	6.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,423	3.9
オンワードホールディングス取引先持株会	5,385	3.9
日本生命保険相互会社	4,671	3.4
J P モルガン証券株式会社	2,529	1.8
株式会社三井住友銀行	1,954	1.4
株式会社三越伊勢丹	1,799	1.3
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	1,773	1.3
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,750	1.2

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式22,180千株を保有しております。
3. 持株比率は、自己株式22,180千株を控除して計算しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

1. 株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式については、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得しないことを基本方針とします。既に保有する政策保有株式については、継続保有の合理性等を検証し、段階的に縮減を進めてまいります。

2. 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額

	2021年度 第75期	2022年度 第76期	2023年度 第77期	2024年度 第78期
銘柄数	20銘柄	16銘柄	13銘柄	11銘柄
うち上場会社の銘柄数	14銘柄	10銘柄	8銘柄	6銘柄
①貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	11,928	13,538	10,554	9,946
②連結純資産額 (百万円)	77,257	85,073	84,995	84,287
③連結純資産額に占める割合 (%) (①÷②)	15.4	15.9	12.4	11.8

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たり の発行価額	権利行使時 1株当たり 払込金額	権利行使期間	保有状況
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2008年6月20日)	16個	当社普通株式 1,600株	905円	1円	2008年6月21日から 2038年2月28日まで	取締役 1名 16個
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2009年3月18日)	51個	当社普通株式 5,100株	362円	1円	2009年3月19日から 2039年2月28日まで	取締役 1名 51個
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年3月19日)	39個	当社普通株式 3,900株	475円	1円	2010年3月20日から 2040年2月29日まで	取締役 1名 39個
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年3月18日)	77個	当社普通株式 7,700株	444円	1円	2011年3月19日から 2041年2月28日まで	取締役 1名 77個
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年3月19日)	90個	当社普通株式 9,000株	444円	1円	2012年3月20日から 2042年2月28日まで	取締役 1名 90個
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年3月18日)	69個	当社普通株式 6,900株	572円	1円	2013年3月19日から 2043年2月28日まで	取締役 1名 69個
第15回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年3月20日)	21個	当社普通株式 2,100株	466円	1円	2014年3月21日から 2044年2月29日まで	取締役 1名 21個
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年6月20日)	79個	当社普通株式 7,900株	526円	1円	2014年6月21日から 2044年6月20日まで	取締役 1名 79個

- (注) 1. 当社社外取締役および社外監査役に対しましては、新株予約権を交付していません。
2. 当社監査役に対しましては、第3回以降は新株予約権を交付していません。
3. 上記のうち、第4回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社取締役就任前に付与されたものであります。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
5. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	保元道宣	株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員
取締役副社長	知識賢治	人財制度改革担当・ライフスタイル事業担当
		チャコット株式会社代表取締役会長
		株式会社クリエイティブヨーコ代表取締役会長
		株式会社大和代表取締役会長
常務取締役	池田大介	人財・総務担当
		株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員
取締役	吉田昌平	財務・経理・IR担当
		株式会社オンワード樫山取締役執行役員
取締役	川本明	
取締役	小室淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
常勤監査役	清家彦三郎	株式会社オンワード樫山監査役
常勤監査役	小野木伸良	株式会社オンワード樫山監査役
監査役	梅津立	
監査役	草野満代	有限会社草野事務所代表取締役

- (注) 1. 取締役川本明、小室淑恵の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役梅津立、草野満代の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役梅津立氏は、弁護士として特に資本市場取引とファイナンス取引に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任日
常 務 取 締 役	佐 藤 修	2024年5月23日

上記の取締役1名は、任期満了による退任であります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は2025年2月28日現在以下のとおりであります。

常 務 執 行 役 員	武 内 健 司
常 務 執 行 役 員	江 頭 毅
常 務 執 行 役 員	樋 口 剛 宏
常 務 執 行 役 員	村 上 哲
執 行 役 員	西 森 浩 文

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由を設けております。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

① 役員の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、自社株取得目的報酬、業績連動報酬である賞与で構成しております。

なお、社外取締役および監査役の報酬は、独立性維持の観点から基本報酬のみとしております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を2021年2月26日に設置いたしました。2021年3月以降の各取締役への配分については、指名報酬委員会において取締役の指名・報酬等に関する事項についての審議、取締役会への答申を行ったうえで、取締役会にて決定することとしております。

イ. 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案してあらかじめ定められた基準に従い決定しております。取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定しております。

ロ. 自社株取得目的報酬

取締役（社外取締役を除く）を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、従来の株式報酬型ストックオプションに替えて、2015年6月より支給しております。

ハ. 賞与

取締役（社外取締役を除く）を対象として、当該事業年度の連結業績等に基づき支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。なお、社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名報酬委員会において、役員の報酬等の決定に関する方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の取締役の報酬は、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会において「年額5億円以内（うち社外取締役3千万円以内）」と決議されました。決議時における取締役の員数は7名であります。

また、2021年5月27日開催の第74回定時株主総会において取締役の報酬の総額（年額5億円以内）は変更せず、社外取締役の報酬額のみを年額3千万円以内から年額5千万円以内への改定が決議されました。決議時における取締役の員数は7名であります。

当社の監査役の報酬は、1995年5月25日開催の第48回定時株主総会において「年額60百万円以内」と決議されました。決議時における監査役の員数は4名であります。

③ 業績連動報酬に係る指標および当該業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬と位置づけている賞与は、単年度の業績を反映するという観点や、業績向上への意欲を高めること、管理目標達成への意識づけ強化、成果に対する考課の明確化等を目的としております。

賞与の額は全体的な業績に基づいた金額を基礎とし、年初に設定した各取締役の担当領域における管理会計上の売上高、損益等の目標指標に対する達成度を総合的に勘案した業績考課に基づいて決定しております。

なお、業績考課については、取締役、監査役、執行役員等の出席する経営会議により決定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬	
		基本報酬	自社株取得 目的報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	308 (24)	171 (24)	50 (-)	86 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	52 (16)	52 (16)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計	360 (40)	224 (40)	50 (-)	86 (-)	11 (4)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。
 2. 取締役の人数には、2024年5月23日開催の第77回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該取締役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
取締役	川本 明	12/12回 (100%)	—	必要に応じ行政での豊富な経験と学識経験者としての幅広い知見から発言を行っております。
取締役	小室 淑 恵	12/12回 (100%)	—	必要に応じ経営者としての専門的見地と政府関係の各種会議委員としての経験と見識から発言を行っております。
監査役	梅津 立	12/12回 (100%)	15/15回 (100%)	弁護士としての豊富な知識と高い見識・専門性と資本市場取引における豊富な知識と経験から発言を行っております。
監査役	草野 満 代	12/12回 (100%)	15/15回 (100%)	長年のメディア業界での経験と政府関係の各種会議委員としての経験と豊富な知識から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えるべく、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である川本明、小室淑恵の両氏、および、社外監査役である梅津立、草野満代の両氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- イ. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ロ. 上記の責任限定が認められているのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社が支払うべき監査証明業務についての報酬等の額	128百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	169百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容や過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に向けた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

基本方針の内容は、以下のとおりです。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下のとおり定め、その方針に基づく内部統制システムおよび効率的で適法な企業体制を構築する。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人に法令および社内規定の遵守を徹底するため、「オンワードグループコンプライアンス規定」を基本方針とする。
- ② 取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門を経営企画Div.とし、「オンワードグループコンプライアンス規定」に基づく「コンプライアンスマニュアル」によりオンワードグループのコンプライアンス体制の構築および整備を推進する。
- ③ オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会は、「規定管理規定」「文書管理規定」により適切な情報の保存および管理を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書および重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。
- ③ 情報管理の所管部門を経営企画Div.とする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
- ② リスク管理体制の所管部門を経営企画Div.とする。
- ③ 経営企画Div.は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響をおよぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「役員就業規定」および「職務権限規定」により、取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
- ② 取締役会は、職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
- ③ 取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実をはかるため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、事業会社コンプライアンス責任者を任命する。
- ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、経営企画Div.と連動し適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
- ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を社内および社外に設置し、運営する。
- ④ 内部監査室は、各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社およびオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはりん議および協議を行う。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 経営上重要な決定をする場合は、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき当社へ報告を行う。
- ② 業績についてグループ会議等で定期的に当社へ報告を行う。
- ③ 業務上重要な事項が発生した場合は、その都度当社へ報告を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
- ② 子会社のリスク管理体制の所管部門を当社の経営企画Div.とする。
- ③ 当社の経営企画Div.は、子会社のリスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、子会社に係る「役員就業規定」および「職務権限規定」により、子会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
- ② 子会社の取締役会は、子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。

(4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス責任者を任命する。
- ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、当社の経営企画Div.と連動し子会社について適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。

- ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を当社内および社外に設置し、運営する。
 - ④ 当社の内部監査室は、子会社の各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人の任命、異動および人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。
 - ② 監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。
9. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - ② 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ③ 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。
10. 監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
 - ① 代表取締役および担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報や意見交換を行う。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

15. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査室は、取締役会の指示により、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法およびその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築および整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の統括組織として、代表取締役を委員長とするオンワードグループコンプライアンス委員会を設置しております。オンワードグループコンプライアンス委員会は、毎年体制の見直しを行っており、当期も事業会社コンプライアンス責任者を新たに任命し、適切な体制で教育活動、啓蒙活動を実施いたしました。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、問題の早期発見と業務改善を実施いたしました。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、リスク管理については、経営企画Div.が所管部門となり「オンワードグループリスク管理規定」に基づき、リスク管理体制の整備や問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会へ報告をいたしました。また、「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を継続して社内および社外に設置し、問題の未然防止、早期発見および業務改善に努めました。

3. 業務執行の適正性や効率性に関する取り組み

当社は、グループ各社の事業内容については、四半期ごとに開催する決算報告会、決算会議、予算会議等で報告を受けました。グループ各社において重要な案件が発生した場合には、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき、りん議および協議を行い決定いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、内部監査室が財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑みて、期初に評価範囲の見直しを行い、選定した主要なグループ会社に対して、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

4. 監査役の監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、決算会議、予算会議等の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との会合を持ち、情報や意見の交換を実施いたしました。会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査結果の報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど情報交換や意見交換を行いました。また、当社およびグループ各社に対しては、必要に応じて往査を行い、業務の適正性を確認いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等について持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	179,218	負債の部	94,931
流動資産	80,101	流動負債	62,728
現金及び預金	13,505	支払手形及び買掛金	10,250
受取手形、売掛金 及び契約資産	15,957	電子記録債務	9,527
商品及び製品	41,373	短期借入金	22,518
仕掛品	666	1年内返済予定長期借入金	4,796
原材料及び貯蔵品	3,823	未払金	2,300
その他の流動資産	4,913	未払費用	5,451
貸倒引当金	△139	未払法人税等	1,129
固定資産	99,117	未払消費税等	840
有形固定資産	47,693	賞与引当金	1,049
建物及び構築物	19,445	役員賞与引当金	145
機械装置及び運搬具	856	その他の流動負債	4,718
工具器具備品	1,804	固定負債	32,202
土地	22,145	長期借入金	21,268
その他の有形固定資産	3,441	再評価に係る繰延税金負債	167
無形固定資産	12,846	退職給付に係る負債	2,679
ソフトウェア	4,420	役員退職慰労引当金	28
のれん	5,835	預り保証金	1,354
その他の無形固定資産	2,590	リース債務	2,661
投資その他の資産	38,577	その他の固定負債	4,043
投資有価証券	13,789	負債合計	94,931
長期貸付金	2,564	純資産の部	84,287
長期前払費用	518	株主資本	84,206
退職給付に係る資産	9,496	資本金	30,079
繰延税金資産	3,582	資本剰余金	50,335
差入保証金	8,060	利益剰余金	24,515
その他の投資	664	自己株式	△20,723
貸倒引当金	△98	その他の包括利益累計額	12
資産合計	179,218	その他有価証券評価差額金	1,689
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	△5,825
		為替換算調整勘定	1,399
		退職給付に係る調整累計額	2,751
		新株予約権	68
		純資産合計	84,287
		負債及び純資産合計	179,218

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		208,393
売上原価		94,818
売上総利益		113,575
販売費及び一般管理費		103,422
営業利益		10,153
営業外収益		
受取利息及び配当金	325	
持分法投資利益	180	
その他の収益	298	805
営業外費用		
支払利息	414	
売場什器等除却損	31	
為替差損	109	
その他の費用	318	874
経常利益		10,084
特別利益		
投資有価証券売却益	2,131	
固定資産売却益	1,012	
関係会社株式売却益	1,122	
その他の特別利益	617	4,885
特別損失		
減損損失	906	
関係会社整理損	1,454	
段階取得に係る差損	1,088	
その他の特別損失	713	4,162
税金等調整前当期純利益		10,807
法人税、住民税及び事業税	1,018	
法人税等調整額	1,210	2,228
当期純利益		8,578
非支配株主に帰属する当期純利益		61
親会社株主に帰属する当期純利益		8,516

連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰上 延 損 益
当期首残高	30,079	50,342	21,165	△20,737	80,849	2,431	4
当期変動額							
剰余金の配当			△2,714		△2,714		
親会社株主に帰属する当期純利益			8,516		8,516		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分		△7		14	7		
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△2,451		△2,451		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△742	△7
当期変動額合計	-	△7	3,349	13	3,356	△742	△7
当期末残高	30,079	50,335	24,515	△20,723	84,206	1,689	△2

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△5,837	451	1,896	△1,052	76	5,122	84,995
当期変動額							
剰余金の配当							△2,714
親会社株主に帰属する当期純利益							8,516
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							7
連結子会社の決算期変更に伴う増減							△2,451
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12	948	854	1,065	△7	△5,122	△4,064
当期変動額合計	12	948	854	1,065	△7	△5,122	△708
当期末残高	△5,825	1,399	2,751	12	68	-	84,287

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

株式会社オンワード樺山
株式会社オンワードコーポレートデザイン
チャコット株式会社
株式会社クリエイティブヨーコ
株式会社アイランド
株式会社オンワードパーソナルスタイル
株式会社大和
株式会社KOKOBUY
株式会社ウィゴー
ジョゼフLTD.

当連結会計年度において、株式の売却によりオンワードゴルフリゾートグアムINC.、オンワードマンギラオグアムINC.を連結の範囲から除外しております。株式会社KASHIYAMADA IKANYAMA、オンワードイタリアS.r.l.、恩瓦徳服飾貿易(上海)有限公司を清算したため、連結の範囲から除外しております。従来、持分法適用関連会社であった株式会社ウィゴーおよびその関係会社4社の株式を全て取得し、連結の範囲に含めております。上海威果商貿有限公司を設立したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称

株式会社ビエン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数 8社

主要な関連会社の名称

株式会社サンマリノ

当連結会計年度において、株式会社ウィゴーおよびその関係会社4社は、株式を追加取得し連結子会社化したため、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社のうち主要な会社の名称

株式会社ビエン

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表または仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社

[12月31日決算会社]

ジェイプレスINC.

恩瓦徳時尚貿易（中国）有限公司

他10社

当連結会計年度において、ジョゼフLTD.およびその子会社7社は決算日を11月30日から2月28日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該子会社の2023年12月1日から2024年2月29日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しており、当該子会社の再編に伴い一時的に発生した事務所移転費用等11億69百万円が含まれております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 連結決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。

ロ. デリバティブ

時価法により評価しております。

ハ. 棚卸資産

主として、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）は、当社および国内連結子会社は主として定率法、海外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物につきましては、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用は、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、従業員等に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、当社および一部の国内連結子会社において、役員に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金は、一部の国内連結子会社において、役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 卸売販売に係る収益

卸売販売に係る収益は、製品の引渡および配送を履行義務として識別しております。卸売販売においては、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、製品出荷時点と重要な差異はないため、主に当該製品の出荷時点で収益を認識しております。また、取引の対価は通常、履行義務を充足した時点から概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 小売販売に係る収益

小売販売に係る収益は、製品の引渡を履行義務として識別しております。小売販売においては、通常製品の引渡時点において履行義務が充足されるため、主に当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は通常、履行義務を充足した時点から概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益は、主にライセンスの供与に対して受け取るロイヤリティ収入が含まれ、これらの供与を履行義務として識別しております。これらは、売上高または使用量に基づくロイヤリティに該当し、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、実際にライセンスが使用された時点か、売上高または使用量に基づくロイヤリティに配分された履行義務が充足された時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。また、取引の対価は通常、履行義務を充足した時点から概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約がなされている外貨建金銭債権・債務につきましては振当処理を行っております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約をヘッジ手段とし、外貨建ての金銭債権・債務および予定取引をヘッジ対象としております。

(ハ) ヘッジ方針

外貨建輸出入取引に係る将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権・債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、取引先への受発注に対応し、決済日を基準として為替予約を行っております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建ての受発注金額に対し、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を付すことにより、為替予約締結後の外国為替相場の変動による相関関係が確保されるようにしております。

ロ. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却は、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

ハ. グループ通算制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

法人税のグループ通算制度を適用している当社および一部の国内子会社において計上した繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）

6,326百万円

(2) その他の情報

① 金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち将来の事業計画により見積もられた課税所得に基づき、回収可能性があると判断した金額を計上しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上成長率および売上総利益率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、その見積額の前提条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,417百万円

(2) 財務制限条項

当社は、一部の金融機関からの借入に対し、当社の連結および個別財務諸表の純資産額、経常損益について、一定水準の維持の確保を内容とする財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における財務制限条項の対象となる借入金残高は、以下のとおりであります。

短期借入金	15,600百万円
長期借入金	9,889百万円
(うち、1年内返済予定長期借入金)	2,583百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

当社の連結子会社であったオンワードイタリアS.r.l.の清算が終了したことに伴い発生した為替換算調整勘定の取崩等を「関係会社整理損」として「特別損失」に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	157,921,669株	－株	－株	157,921,669株

(2) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2008年6月20日	普通株式	5,000株
2009年3月18日	普通株式	15,900株
2010年3月19日	普通株式	16,200株
2011年3月18日	普通株式	19,000株
2012年3月19日	普通株式	26,200株
2013年3月18日	普通株式	26,200株
2014年3月20日	普通株式	25,100株
2014年6月20日	普通株式	7,900株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月23日 定時株主総会	普通株式	2,714	20.00	2024年2月29日	2024年5月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月22日 定時株主総会	普通株式	3,529	利益剰余金	26.00	2025年2月28日	2025年5月23日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引は、内部管理規定に従い実需の範囲で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、長期貸付金、差入保証金、リース債務は重要性が乏しいことから注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	12,393	12,393	－
資産計	12,393	12,393	－
② 長期借入金 (1年以内返済予定含む)	26,064	26,011	△53
負債計	26,064	26,011	△53
③ デリバティブ取引 (※)	△11	△11	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、△で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	1,396

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	12,393	—	—	12,393
デリバティブ取引	—	△11	—	△11

2. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	26,011	—	26,011

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された時価もしくは為替レート等を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、国内および海外において、紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造および販売を主な事業内容とし、さらにコスメティック事業やバレエ・ダンス、リゾートといったウェルネス事業およびペット関連用品等の事業を行っております。

また、当社グループの事業を地域別に「国内事業」、「海外事業」と2区分し、報告セグメントとしております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「アパレル関連事業（国内）」、「アパレル関連事業（海外）」、「ライフスタイル関連事業」の区分から、「国内事業」「海外事業」に報告セグメントを変更しております。

この変更はマーケットの多様化が進行し、アパレルとライフスタイルの境目がなくなりつつある中、両セグメントを一体としてより実態に合わせた経営管理を行うことを目的とするものであります。

主たる収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

			売上高 (百万円)	構成比 (%)
国内事業	リアル	小売	103,760	49.8
		卸売	43,640	20.9
	E C		40,786	19.6
	計		188,187	90.3
海外事業			18,534	8.9
顧客との契約から生じる収益			206,722	99.2
その他の収益			1,670	0.8
合計			208,393	100.0

(注) 1. 国内事業－リアルの「小売」には百貨店、路面店、ショッピングセンター、アウトレットモールなどの売上を含めております。

2. 売上高の数値は連結消去後のものになります。

3. 「その他の収益」には、リース取引により生じた収益を含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権および債務の残高等

顧客との契約から生じた契約資産および契約負債の残高は以下のとおりであります。

契約資産	
期首残高	73百万円
期末残高	72百万円
契約負債	
期首残高	3,009百万円
期末残高	3,246百万円

連結貸借対照表上、契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に計上しております。契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

なお、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	620円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	62円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2024年8月28日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社ウィゴーの全株式を追加取得し、連結子会社化することを決議いたしました。その後、2024年9月27日付で本株式を取得し、同社および同社の連結子会社4社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ウィゴー

事業の内容：衣料品、雑貨等の企画・製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「ヒトと地球（ホシ）に潤いと彩りを」というミッションステートメントのもとで、ファッション・ウェルネス・コーポレートデザインの各領域において、お客さまへ価値ある商品やサービスを提供しております。一方ウィゴーは、「YOUR FAN」をコーポレートアイデンティティとして、ファッション・カルチャー・ライフスタイルを組み合わせることで、新しい価値を創造する企業です。

当社は、2023年5月にウィゴーとの資本業務提携を行い、発行済株式総数の20.27%を保有する株主となりました。この提携を通じて、当社の有する経営ノウハウなどを活用することにより、ウィゴーの事業再生を目指してきました。

当社は、残りの79.73%の株式を取得して100%子会社化することにより、DX投資や人的資本投資などを加速させ、ウィゴーの企業価値をさらに向上させてまいります。

③ 企業結合日

2024年9月27日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率	20.27%
企業結合日に追加取得した議決権比率	79.73%
追加取得後の議決権比率	100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年9月27日から2025年2月28日まで

なお、被取得企業は持分法適用関連会社であったため、2024年3月1日から2024年9月26日までの業績は持分法による投資利益として計上しております。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた株式の企業結合日における時価	127百万円	
追加取得の対価	現金	500百万円
取得原価		627百万円

(4)主要な取得関連費用の内容および金額

デューデリジェンス費用等	23百万円
--------------	-------

(5)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損	1,088百万円
-----------	----------

(6)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

3,384百万円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力となります。

③ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(7)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,641百万円
固定資産	4,816百万円
資産合計	11,458百万円
流動負債	4,943百万円
固定負債	9,271百万円
負債合計	14,215百万円

(8)企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	17,452百万円
営業利益	362百万円
経常利益	312百万円
税金等調整前当期純利益	94百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	48百万円
1株当たり当期純利益	0.36円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれん等無形固定資産が当連結会計年度開始の日に発生したものととして影響の概算額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(事業分離)

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社オンワードリゾート&ゴルフが保有するオンワードゴルフリゾートグアム INC.およびオンワードゴルフリゾートグアム INC.の保有するオンワードマンギラオグアム INC.の全ての株式および債権を譲渡することを決議し、同日付で本件譲渡契約を締結いたしました。その後、2025年2月28日に当該株式および債権を譲渡いたしました。

(1)事業分離の概要

① 分離先企業の名称

Sono Hospitality LLC

② 分離した事業の内容

ゴルフクラブの運営管理

③ 事業分離を行った主な理由

当社は、経営環境の変化に対応する為、2019年10月4日付で適時開示をした「グローバル事業構造改革の実施について」に従って、事業の選択と集中に取り組んでまいりました。

当社グループがグアム島で運営するゴルフ事業につきましても、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経営環境が悪化し、当社グループの業績に大きなマイナスの影響を与えていたことから、当該事業のあり方について様々な選択肢を検討してまいりました。その結果、本事業を第三者に譲渡することが、最善の選択であるとの判断に至りました。

当社グループは、引き続き成長戦略の加速に向けて経営資源の集中を進め、企業価値の向上を目指してまいります。

④ 事業分離日

2025年2月28日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする株式および債権譲渡

(2)実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 1,122百万円

② 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産 318百万円

固定資産 4,155百万円

資産合計 4,473百万円

流動負債 1,428百万円

固定負債 17百万円

負債合計 1,446百万円

③ 会計処理

当該株式の連結上の帳簿価額および関連する為替換算調整勘定と株式売却価額の差額から株式譲渡にかかる費用を控除した金額を特別利益の「関係会社株式売却益」に計上しております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント

海外事業

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 792百万円

営業損失(△) △294百万円

(端数処理の方法)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	152,804	負債の部	62,671
流動資産	9,507	流動負債	36,838
現金及び預金	3,083	短期借入金	30,644
短期貸付金	1,383	1年内返済予定長期借入金	4,796
未収入金	5,087	未払金	695
未収還付法人税等	27	未払費用	439
その他の流動資産	218	賞与引当金	54
貸倒引当金	△293	役員賞与引当金	57
		その他の流動負債	150
固定資産	143,297	固定負債	25,832
有形固定資産	12,808	長期借入金	21,268
建物	4,137	再評価に係る繰延税金負債	73
構築物	14	関係会社投資損失引当金	3,279
工具器具備品	132	預り保証金	885
土地	8,524	その他の固定負債	325
その他の有形固定資産	0		
無形固定資産	1,477	負債合計	62,671
ソフトウェア	298	純資産の部	90,133
商標権	1,176	株主資本	95,411
その他の無形固定資産	2	資本金	30,079
投資その他の資産	129,010	資本剰余金	51,494
投資有価証券	9,946	資本準備金	38,550
関係会社株式	74,133	その他資本剰余金	12,944
長期貸付金	45,897	利益剰余金	35,683
長期前払費用	166	その他利益剰余金	35,683
繰延税金資産	2,147	買換資産圧縮積立金	21
その他の投資	907	繰越利益剰余金	35,661
貸倒引当金	△4,188	自己株式	△21,846
資産合計	152,804	評価・換算差額等	△5,346
		その他有価証券評価差額金	336
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	△5,681
		新株予約権	68
		純資産合計	90,133
		負債及び純資産合計	152,804

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	3,937	
関係会社配当金収入	5,800	
不動産賃貸収入	1,306	
ロイヤリティ収入	2	11,047
営業費用		4,141
営業利益		6,905
営業外収益		
受取利息及び配当金	698	
貸倒引当金戻入益	278	
その他の収益	15	993
営業外費用		
支払利息	405	
その他の費用	102	508
経常利益		7,390
特別利益		
投資有価証券売却益	865	
関係会社投資損失引当金戻入益	181	
その他の特別利益	92	1,139
特別損失		
関係会社株式評価損	3,827	
その他の特別損失	398	4,226
税引前当期純利益		4,303
法人税、住民税及び事業税	△1,774	
法人税等調整額	963	△810
当期純利益		5,114

株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	30,079	38,550	12,951	51,501	21	33,262	33,283
当期変動額							
剰余金の配当						△2,714	△2,714
当期純利益						5,114	5,114
自己株式の取得							
自己株式の処分			△7	△7			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△7	△7	-	2,399	2,399
当期末残高	30,079	38,550	12,944	51,494	21	35,661	35,683

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△21,860	93,004	491	-	△5,681	△5,189	76	87,891
当期変動額								
剰余金の配当		△2,714						△2,714
当期純利益		5,114						5,114
自己株式の取得	△0	△0						△0
自己株式の処分	14	7						7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△155	△1	-	△157	△7	△164
当期変動額合計	13	2,406	△155	△1	-	△157	△7	2,241
当期末残高	△21,846	95,411	336	△1	△5,681	△5,346	68	90,133

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物につきましては、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員等に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金は、役員に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 関係会社投資損失引当金は、関係会社の投資損失に備えるため、その財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からのグループ運営収入及び受取配当金であります。グループ運営収入については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	2,449百万円
---------------------	----------

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち将来の事業計画により見積もられた課税所得に基づき、回収可能性があると判断した金額を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる主要な仮定や翌事業年度の計算書類に与える影響については、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,956 百万円

(2) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務等について保証を行っております。

ジョゼフLTD. 66 百万円

その他 23 百万円

合 計 89 百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権 6,029 百万円

(4) 関係会社に対する長期金銭債権 45,897 百万円

(5) 関係会社に対する短期金銭債務 9,136 百万円

(6) 関係会社に対する長期金銭債務 60 百万円

(7) 財務制限条項

当社は、一部の金融機関からの借入に対し、当社の連結および個別財務諸表の純資産額、経常損益について、一定水準の維持の確保を内容とする財務制限条項が付されております。当事業年度末における財務制限条項の対象となる借入金残高は、以下のとおりであります。

短期借入金 15,600 百万円

長期借入金 9,889 百万円

(うち、1年内返済予定長期借入金) 2,583 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,003 百万円

経費支払高 356 百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,346 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	22,193,554 株	1,311 株	14,700 株	22,180,165 株

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,311 株

自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による減少 14,700 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	22,170 百万円
関係会社株式評価損	11,424 百万円
貸倒引当金	1,372 百万円
投資損失引当金	1,004 百万円
減損損失	976 百万円
その他	505 百万円
繰延税金資産小計	37,454 百万円
評価性引当額	△35,004 百万円
繰延税金資産合計	2,449 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△148 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△100 百万円
退職給付信託設定益	△43 百万円
買換資産圧縮積立金	△9 百万円
繰延税金負債合計	△301 百万円
繰延税金資産の純額	2,147 百万円

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
			役員の 兼任等	事業上 の関係					
子会社	株式会社オンワード樺山	所有 直接 100.0%	兼任	-	資金の貸付 (注)1	59,390	長期貸付金	29,088	
					資金の返済 (注)1	51,375			
					利息の受取 (注)1	258			
					グループ運営費 (注)2	1,588	未収入金		887
					ブランド管理料 (注)3	909	未収入金		530
					シェアードサービス委託費 (注)4	742	未収入金		68
				グループ通算制度に伴う回 収額 (注)5	1,534	未収入金	1,381		
子会社	株式会社オンワード コーポレートデザイン	所有 直接 100.0%	-	-	資金の借入 (注)6	10,197	短期借入金	1,092	
					資金の返済 (注)6	10,416			
					利息の支払 (注)6	4			
子会社	株式会社クリエイティブヨーコ	所有 直接100.0%	兼任	-	資金の借入 (注)7	4,500	短期借入金	1,500	
					資金の返済 (注)7	4,100			

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社大和	所有 直接100.0%	兼任	-	資金の借入 (注)8	5,232	短期借入金	3,180
					資金の返済 (注)8	3,958		
					利息の支払 (注)8	0		
子会社	株式会社オンワードリゾート&ゴルフ	所有 直接 100.0%	兼任	-	資金の借入 (注)9	470	短期借入金	2,150
					資金の返済 (注)9	5		
子会社	株式会社オンワードデジタルラボ	所有 直接 100.0%	-	-	資金の借入 (注)10	7,222	短期借入金	149
					資金の返済 (注)10	11,895		
					利息の支払 (注)10	12		
子会社	株式会社ウィゴー	所有 直接 100.0%	-	-	資金の貸付 (注)11	8,500	長期貸付金	8,500
子会社	株式会社ビエン	所有 直接 100.0%	-	-	資金の貸付 (注)12	-	長期貸付金	2,500
子会社	オンワードイタリアS.r.l.	所有 直接 100.0%	-	-	債権の放棄 (注)13	607	短期貸付金・ その他の流動 資産	-
子会社	ジョゼフLTD.	所有 直接 100.0%	-	-	資金の貸付 (注)14	674	短期貸付金	282
					資金の返済 (注)14	1,908		

取引条件および取引条件決定方針等

- (注) 1. 株式会社オンワード樺山に対する資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. グループ運営費につきましては、契約に基づいて決定しております。
3. ブランド管理料につきましては、契約に基づいて決定しております。
4. シェアードサービス委託費につきましては、契約に基づいて決定しております。
5. グループ通算制度に伴う回収額であります。
6. 株式会社オンワードコーポレートデザインからの資金の借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
7. 株式会社クリエイティブヨーコからの資金の借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
8. 株式会社大和からの資金の借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
9. 株式会社オンワードリゾート&ゴルフからの資金の借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
10. 株式会社オンワードデジタルラボからの資金の借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
11. 株式会社ウィゴーの株式追加取得の際、同社が保有していた借入債務の期限前弁済をするために必要な資金を貸し付けたものであります。株式会社ウィゴーに対する資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
12. 株式会社ビエンに対する資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

13. オンワードイタリアS.r.l.の清算に伴う短期貸付金等の債権放棄であります。これに伴い前事業年度末に計上していた貸倒引当金402百万円を取り崩しております。オンワードイタリアS.r.l.に対する資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
14. ジョゼフLTD.に対する資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	663円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円68銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋 誠三郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 勇人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋 誠三郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 勇人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第78期事業年度の取締役の職務執行全般に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議するほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および子会社の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年4月15日

株式会社オンワードホールディングス 監査役会

常勤監査役	清家彦三郎	㊟
常勤監査役	小野木伸良	㊟
監査役	梅津立	㊟
監査役	草野満代	㊟

(注) 監査役梅津立および監査役草野満代は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

日時 2025年5月22日(木曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時予定)

会場 オンワードパークビルディング 2階ホール
東京都中央区日本橋三丁目10番5号
電話: 03-4512-1020 (総務Div.ダイヤルイン)



交通のご案内

- JR 東京駅…………… 八重洲中央口改札より徒歩10分
- 地下鉄 日本橋駅… 東京メトロ銀座線 日本橋B1出口より徒歩5分
都営地下鉄浅草線 日本橋D1出口・D4出口より徒歩5分

※会場には本総会専用の駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。